

寒川町議会基本条例

寒川町議会

神奈川県高座郡寒川町は、「寒川町議会基本条例」を制定した（令和6年条例第21号として、同年6月24日公布・施行）。

寒川町では平成19年より様々な議会改革の取組を行ってきた。本条例を制定することで、これまでの成果を確実なものとすると同時に、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを目指す。議会基本条例に主権者教育の推進を明文化したものとしては全国初である。

1 条例制定に至った背景と経緯

平成18年5月、北海道栗山町議会において全国で初めて議会基本条例が制定された。その後、「住民との関係の強化」と「政策形成機能の強化」の両面から議会基本条例制定の動きは全国に拡大し、多くの市区町村等で制定されています。

さて寒川町議会では、平成19年9月に任意の組織として設置された「議会改革推進委員会」により、これまで様々な議会改革を行ってきました。具体的な成果としては、通年議会の導入やタブレット端末の導入によるバーレス化、一般質問の一問一答方式への変

更、議員間討議の実施による町に対する政策提言書の提出、町民向けに行っていた対面式の議会報告会をワールドカフェ形式の意見交換会（オーブントークcafé）に改めたことなどが挙げられます。

このように寒川町議会では、議会基本条例に寄らずとも「住民との関係の強化」と「政策形成機能の強化」に取り組んできたところですが、これまでの議会改革の成果を後戻りさせることなく確実なものにすると同時に、これからの課題解決のため、議会及び議員の使命、役割及び責務を自覚し、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを目指すとともに、議会改革を継続するための決

意として、議会基本条例の制定に取り組むこととしました。

議会基本条例制定に向けては、議会改革推進委員会を中心に3年間、26回にわたる協議・検討を進めてきました。検討に当たっては、条例ありきの議会改革ではなく、実情に基づいた条例である必要性があるとの観点から、先に内容の具体性を検討してから条例による明文化を行いました。

2 条例の内容

条例は前文に始まり、第1章「総則」から第8章「条例の検証及び見直し」まで章立ての構成で、全22条となっています。その概要

は、次のとおりです。

(1) 前文

町議会を取り巻く社会情勢と町議会の現状を分析するとともに、議会及び議員の使命や求められる役割、その責務を示しています。

(2) 第1章 総則(第1条～第2条)

議会及び議員の役割と目的を明確化するとともに、他の条例等との関係性を定めています。

(3) 第2章 議会(第3条～第12条)

議会の活動原則に始まり、会議の公開や議会広報の充実など開かれた議会としてあるべき事項、議員の資質向上・政策形成力に資する研修等の充実や専門的知見の活用についての事項などを定めています。

また第12条では「主権者教育の推進」について定めており、これは全国で初めて議会基本条例に主権者教育の推進を明文化したものであることから、寒川町議会基本条例の大きな特徴であると捉えています。なお詳細については、「3 条例の特徴と関連したこれまでの取組」で記載しています。

(4) 第3章 議員(第13条～第17条)

議員の活動原則や党派、自由討議の推進、

政治倫理について明文化することで、町議会議員として在るべき姿について定めています。また第13条では議員の定数について、改定に当たっては町政の現状と将来展望を考慮するとともに、総合的な観点から決定しなければならぬことを定めています。

(5) 第4章 政務活動費(第18条)

党派及び議員の審議能力、政策立案能力を高めるための調査研究などの活動に必要な経費として交付される政務活動費について、条例に基づき適切に活用することを定めています。

(6) 第5章 議会と町民の関係(第19条)

議会の情報公開の徹底と、町民への説明責任を十分に果たすこと、町民の多様な意見を把握すること等、開かれた議会としての役割を定めています。

(7) 第6章 議会と町長等の関係(第20条)

二元代表制の趣旨を鑑み、議会と町長等が緊張ある関係を保つこととし、その上で町長等による事務執行の監視及び評価と、政策立案及び政策提言を行うことを定めています。

(8) 第7章 議会事務局の体制整備(第21条)

前述の議会及び議員の政策立案機能と政策

提言機能の向上のためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要です。そのため議会としても、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めることを定めています。

(9) 第8章 条例の検証及び見直し(第22条)

条例施行後もこの条例が形骸化しないように、町民の意見や社会情勢の変化等を勘案の上、条例内容について検討し、必要により所要の措置を講ずることを定めています。

3 条例の特徴と関連したこれまでの取組

寒川町議会基本条例は、第12条において主権者教育の推進を明文化したことが大きな特徴となっています。

条例に主権者教育の推進を明文化した背景としては、昨今、選挙における低投票率や政治への無関心が深刻化していることが挙げられます。特に若者の政治や選挙に対する意識は高いとはいえません。このような課題は全国共通のものであり、総務省や三議長会においても主権者教育の取組が進められていることから、町議会としても議会基本条例制定を契機として、この課題に向き合うことになりました。また、選挙権が18歳へ引き下げられたことから、政治や選挙については早期に学

ぶことが望ましいと考え、主な対象を児童・生徒としました。

このような背景の下、議会基本条例が制定され、主権者教育の推進が明文化されたことに伴い、町議会では主権者教育に資する様々な取組をスタートしました。具体的な内容は、次のとおりです。

(1) 「のぞいてみよう 寒川町議会親子探検ツアー」の実施

令和6年8月8日(木)、町内在住の小学1年生から6年生とその保護者を対象に、町議会初めてのイベントとして実施しました。

参加者は各グループに分かれ、議員がコンダクターとなって、議長室や委員会室をツアー形式で巡ります。担当議員が各部屋の説明を行い、子どもたちは実際に椅子に座ったり、疑問に思ったことを質問したりしました。本会議場の見学では、子どもたちは順番に議長席に座り、記念撮影を行いました。また議会図書室では自分の生まれ年の議事録を閲覧するなど、子どもたちの学びにつながる工夫をして説明しました。その後、参加者は本会議場に集合し、子どもたちは議員席に座り、通常の議会と同じ言葉遣いや進行により出題されるクイズに対して、実際の採決システムのボタンを用いて回答しました。またイベン

トの最後には、本会議場で撮影した記念写真入りの修了証を、議長からお渡ししました。

議員との交流を通じた議会に対する親しみやすさと、議会の雰囲気を感じ取ることができる体験型のイベントとして企画・開催し、当日は8組21人の参加がありました。参加者アンケートでも、「いろいろな体験ができてよかった」、「採決システムのボタンを使ったクイズが楽しかった」、「また行きたい」など好意的な意見を頂いており、主権者教育の推進のため引き続き開催していきたいと考えています。

(2) 全国初となる議会のテーマソングの作成

議会の認知度向上や、議会を身近に感じてもらうことを目的に、議員と議会事務局職員により、オリジナルソングを2曲作成しました。

① 「議会チャチャチャ」

実際の本会議の言葉遣いを明るい曲調に乗せることで、真面目さとユーモアさを交えた一曲に仕上がりました。「チャチャチャ」と合いの手を入れる箇所があり、親子で思わず口ずさんでもらうことにより、議会を身近に感じてもらうことを狙っています。また本曲をBGMに「町議会議員たち」とある1日」を再現する動画を作成し、親子探検ツアーの際には参加者の控室で放映することで、議会

や議員を知ってもらうきっかけづくりの一助としました。

② 「みんな主権者」

議会の品格を意識した落ち着いたメロディに、町議会として主権者へ伝えたい思いを歌詞に乗せました。自然と耳に入ってくる曲調であり、聞くこと自体が学びにつながるものになったと捉えています。また親子探検ツアーでは、修了証授与の際のBGMとして流しました。

(3) 議会だよりにおけるキッズコーナーの創設

さむかわ議会だより第210号(令和6年5月1日発行号)から、親子で議会だよりを手取るきっかけの一つになればと、主に小学生へ向けた主権者教育用のコーナーである「議会ラボ」を新たに創設しました。議会だよりの裏表紙において常設連載としており、議会に関することを分かりやすく説明し、当該号で説明した内容から次号でクイズを出題する形式となっています。

(4) 「寒川町議会ユーストークcafé」の開催

町議会ではこれまでも議会改革の一環として、ワールドカフェ形式の意見交換会である「寒川町議会オープントークcafé」を開催し

てきました。この取組を主権者教育の推進と掛け合わせ、対象を中学1年生以上から25歳未満までの方に絞った形で、令和6年11月9日(土)に「寒川町議会ユーストークcafé」を開催しました。

イベントでは、政策決定のプロセスを疑似体験する「まちづくりカードゲーム(©2024 DAKKO)」と町議会議員との意見交換会を実施しました。ユース層を対象としたことから、まずは議会や政治のを知ってもらうこと、議会・議員を身近に感じてもらうことを第一の目的としています。なお、当日はユース層を中心に31人の参加がありました。

まちづくりカードゲームでは、参加者はグループに分かれ、グループを一つの町、参加者は議員となり、ゲーム内時間4年間のうちに12枚の政策カードを取捨選択することで、まちづくりを進めます。カードには分野ごとにポイントが割り振られており、獲得したポイントにより各グループのまちづくりの特色が現れ、参加者はゲームを通じて、地方自治体の二元代表制の仕組みを自然に学んでいくというものになっています。

その後の意見交換会では、まちづくりカードゲームを踏まえて、「町にあったらいいな」と思うものを付箋に書き、貼り出しながら話し合います。グループごとに「13枚目の政策

カード」を作成し、それぞれが思い描く町の将来像と、そのために必要な施策を発表しました。

各グループに作成いただいた「13枚目の政策カード」は、常任委員会における議員間討議の参考にするなど、貴重なご意見として今後の議会活動に生かしていきたいと考えています。

なおイベント実施に当たってはNPO法人DAKKOから、ファシリテーターをお招きしました。

4 課題と今後の展望

議会改革は当然のこととして議員主体で行われなければならないのですが、新しいことに取り組むに当たってはその事務的補助などの議会事務局によるサポートと、それに伴い発生する負担も考慮する必要があります。条例では第21条で議会事務局の体制整備について規定していますが、各地方公共団体における議会事務局の体制も千差万別であり、議会という機関の在るべき姿について、時勢を捉えて適切な対応を行うことが求められていると考えています。

条例の制定は目的ではなく、より一層町民の負託に応え、議会改革を継続していくための手段です。今後も町議会では条例を軸とし

て様々な取組を行うことで、議会及び議員の使命、役割及び責務を果たしていきたいと考えています。

「寒川町議会ユーストークcafé」の様子



寒川町議会基本条例(逐条解説)



「のぞいてみよう 寒川町議会親子探検ツアー」の様子

